平成２３年（フ）第４０号
静岡県御前崎市佐倉3836番地の３
債務者　小野田　武
1　決定年月日時　平成23年10月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午前10時
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２３年（フ）第４１号
静岡県御前崎市佐倉3836番地の３
債務者　小野田靖子
1　決定年月日時　平成23年10月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午前10時
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２３年（フ）第２２号
熊本県山鹿市鹿校通13番20号
債務者　星子　　由
1　決定年月日時　平成23年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２３年（フ）第１２０８号
東京都調布市富士見町１丁目６番地10フラワーハイツＢ―102
債務者　野口　幸男
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２０９号
東京都調布市富士見町１丁目６番地10フラワーハイツＢ―102
債務者　野口　芳江
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６３２号
静岡市葵区北539番地の18
債務者　荒川　和子
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０９８号
東京都府中市府中町２丁目13番地の９コーポ松井201
債務者　細谷　悦子
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１３４号
東京都小金井市梶野町２丁目15番６号ビッグアップルミュウ
債務者　中矢　康弘
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１３５号
東京都小金井市梶野町４丁目３番15号ビッグワールド寮
債務者　若森　正康
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１４４号
東京都昭島市つつじが丘３丁目４番８―704号
債務者　田屋　　厚
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１８２号
東京都東久留米市小山１丁目13番13号メゾンボア小山201
債務者　高橋　俊子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１８９号
東京都西東京市柳沢６丁目７番７号ブルーハイツ柳沢205号
債務者　青木　和子
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３７９６号
東京都板橋区高島平２丁目26―３―1409
債務者　藤林　湧三
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３７９８号
東京都板橋区小茂根２丁目５―８―301
債務者　高橋　一輝
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３７９９号
埼玉県蕨市塚越２丁目18―16―201
債務者　馬目　美穂
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３８００号
神奈川県横浜市金沢区寺前２丁目26―15―305
債務者　渡邉　祐太
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部